

滝沢市上下水道広報誌
Vol.10
2021年 夏号

発行 2021.8.1

編集発行

滝沢市上下水道部 水道総務課
〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地
TEL 019-656-6609 FAX 019-687-3131

ホームページ
<https://www.city.takizawa.iwate.jp>
Eメール
ryoukin@city.takizawa.iwate.jp

ちやぐ 水だより



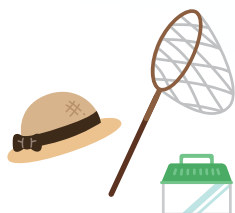
給水タンク車から
給水スタンドにつないで
一度に多くの人へ
給水できるように
しているのじゃよ

も く じ

2P 応急給水訓練の様子

3P 令和3年度水道事業会計・下水道事業会計予算の概要、今年度の事業

4P みずいろひろば



クイズに答えてもらっちゃおう！ 正解した方の中から抽選で5名様に、素敵な景品をプレゼント！！

クイズ 滝沢市の給水袋には何リットルの水が入るでしょう？

①3リットル ②6リットル ③10リットル

【応募方法】はがき・メールに「住所・氏名・性別・年齢・電話番号・クイズの答え・感想」を記入して応募してください。

【締切】令和3年9月30日(当日消印有効) 【送付先】〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地 水道総務課行

【メールアドレス】ryoukin@city.takizawa.iwate.jp

※ホームページのお問い合わせフォームからの応募はできませんのでご注意ください。

※当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

なお、皆さまから寄せられた感想は次回の広報で紹介させていただく場合がございます。

※二次元コードをスマートフォンなどで
読み取るとメールアドレスが表示されます



応急給水訓練の様子

令和3年4月27日に、上下水道部で応急給水訓練を実施しました。滝沢市で災害が起きた場合はもちろん、他の地域での災害応援の際にも、住民の皆さんにスムーズな水の供給ができるよう給水タンク車を使って訓練を行いました。



滝沢市役所本庁舎の給水塔から給水タンク車へ給水

市役所防災庁舎脇にある給水塔は、災害発生時に給水タンク車に給水する目的で設置されたものです。

この給水塔は、滝沢市周辺での災害応援にきた他市町村の給水タンク車への給水ポイントとなり、毎分約500Lの水を給水することができます。

今回は、今年度初めて上下水道部に配属された職員に、給水塔の操作手順及び操作方法、給水タンク車への給水方法について指導しました。



給水タンク車から、給水スタンドへ接続

災害時に各給水拠点で行う作業を想定し、給水コンテナの設置、給水タンク車の加圧送水操作、給水スタンドへの接続、ポリタンクや非常用飲料水袋(給水袋)への給水方法を確認しました。

滝沢市で所有している給水タンク車は、圧送ポンプを内蔵しており、18m程度の高さまで給水可能です。容量1,000Lの給水コンテナと接続してもあっという間に満水にすることができます。

訓練でさまざまな改善点が見つかり、職員の知識・技術を向上することができました。



給水袋6L
給水タンク10L~20L
う~なかなか重い...

〇応急給水を行った職員からのコメント



初めて応急給水訓練に参加しました。本番さながらの緊張感の中、一連の流れを確認することができました。応急給水を必要とする災害が起きないことが一番ではありますが、いざという時には訓練を生かし迅速な対応ができればと思います。

〇災害に備えておこう!

市では災害に備え、1人当たり1日3Lの飲料水を約3日分備蓄することを推奨しています。

市販のペットボトルを備蓄するときは賞味期限や保管方法の記載事項に注意しましょう。



お風呂の水を取っておくとトイレや洗濯用に役立ちます。

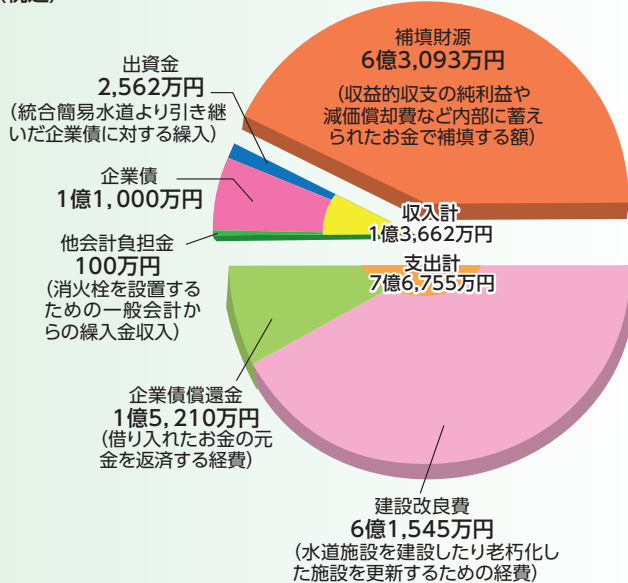


令和3年度 水道事業会計予算の概要

資本的収支

水道の施設をつくるための経費と財源

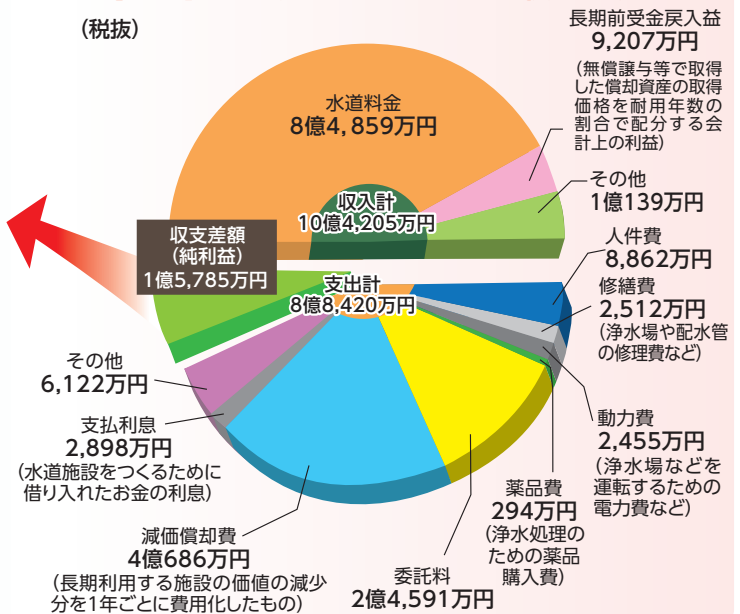
(税込)



収益的収支

水道事業を運営するための収入と支出

(税抜)



令和3年度はこんな事業をします

水道事業

- ・動力制御盤及び計装設備更新
- ・老朽管の更新 3,300 m



下水道事業

- ・マンホールポンプの更新
- ・下水道管延命化のための改築工事
- ・老朽化したマンホールの蓋交換
- ・雨水排水路の整備工事

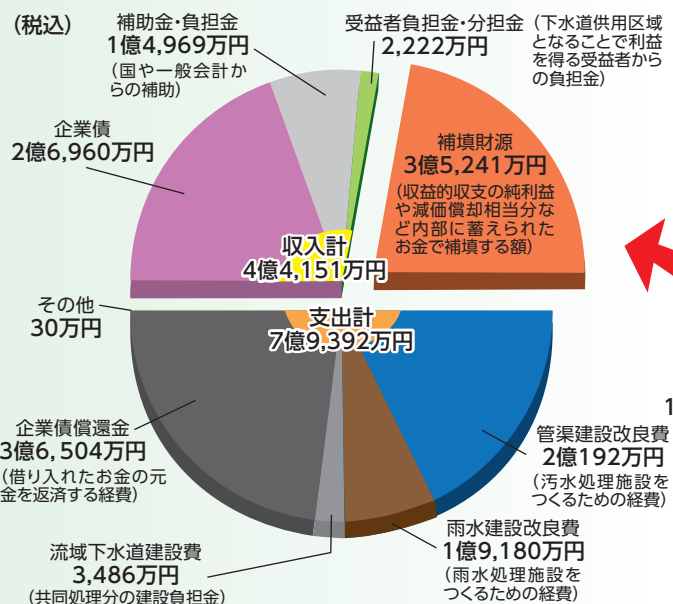


令和3年度 下水道事業会計予算の概要

資本的収支

下水道の施設をつくるための経費と財源

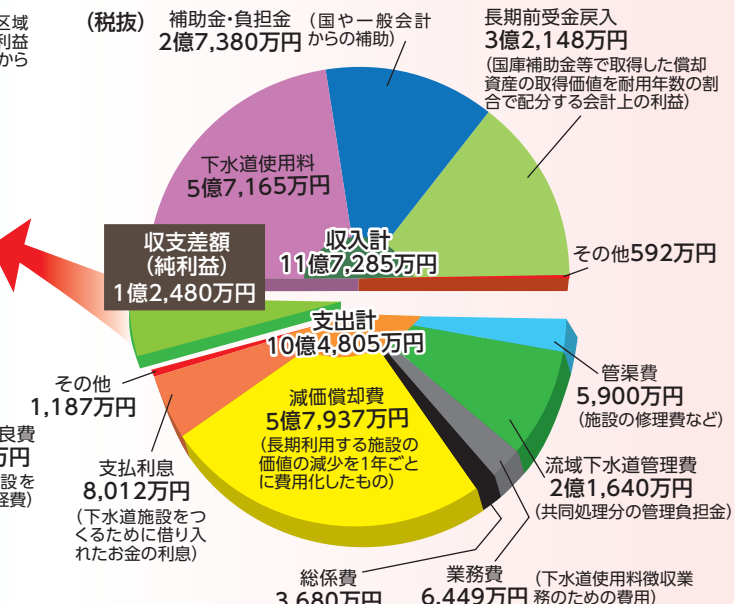
(税込)



収益的収支

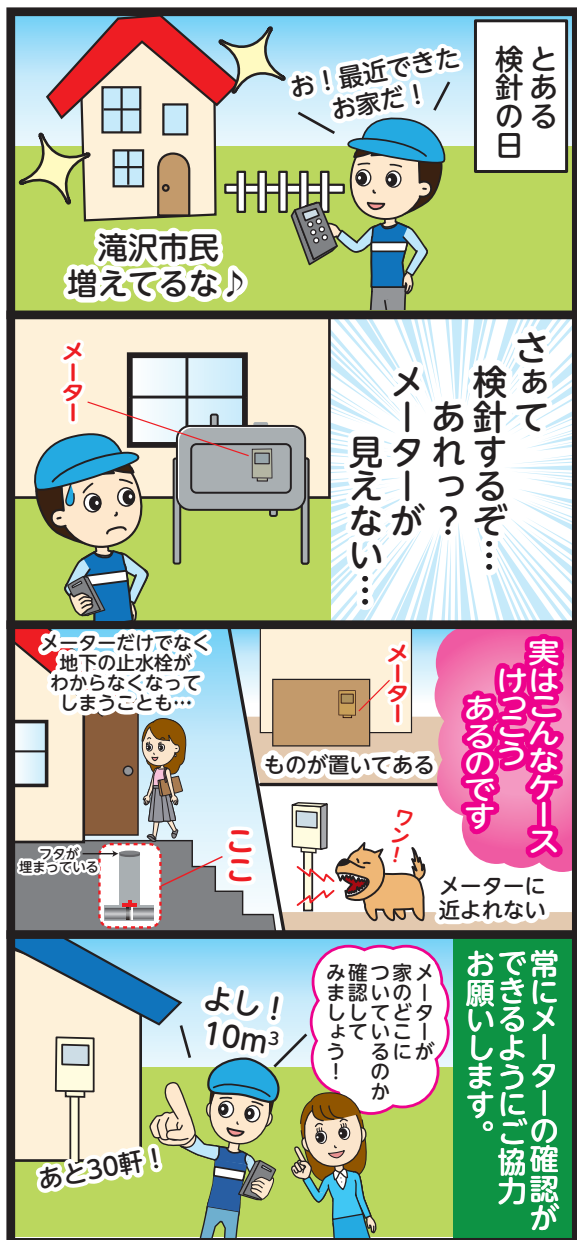
下水道事業を運営するための収入と支出

(税抜)



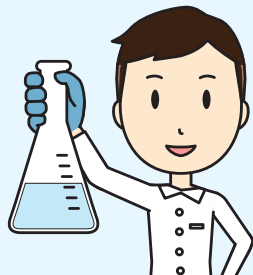
4 コママンガ

「メーターを見せて」

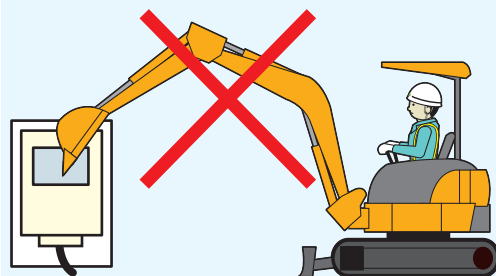


合併処理浄化槽を設置している家庭の生活排水（トイレ、お風呂等）は、浄化槽で処理され、側溝や水路を経て河川へと流れていきます。浄化槽の使用方法を誤ったり管理を怠ると、汚れた水が放流され、家の周りで悪臭が発生したり、河川等の水質を悪化させてしまいます。そこで、浄化槽を管理される方には、浄化槽法により清掃・保守点検・法定検査の3つが義務付けられています。

法定検査には、新しく設置した場合の初回検査（7条検査）と、年1回（11条検査）と、年1回（11条検査）があります。検査を毎年受け、適切な管理をお願いします。



浄化槽を使用されている皆様へ
毎年検査を受けていますか？



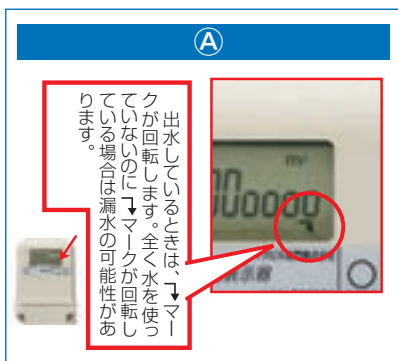
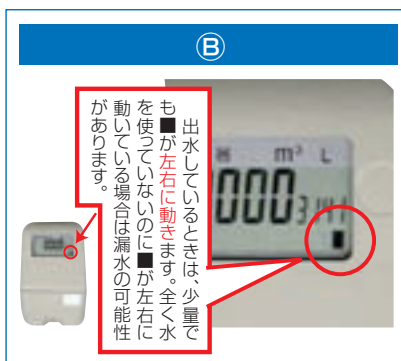
水道メーターを破損する事例が発生しています。水道メーターは水道使用者に貸与しているものであり、破損した場合、弁償していただくこととなります。地上・地下メーターとともに、それを繋ぐケーブルも切らないようにお願いします。

建物解体に伴う破損が多いですが、解体等で水道設備を撤去する場合は、事前に上下水道部に工事申請が必要です。

水道メーターを壊さないで！

①漏水の確認方法①

下の写真A～Cいずれかの液晶メーターが設置されています。漏水の有無を確認するポイントは次のとおりです。



漏水かな?と思ったら
確認してみよう!

みずたま(編集後記)

私も応急給水訓練に参加しました。どんな時にも欠かせない水の大切さを改めて感じました。まだまだ暑い日が続きますが、小まめな水分補給で乗り切っていきましょう!(高橋)

宅内の水道設備は、使用者の管理となりますので、日頃からご自分でも確認してみてください。

